

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 15 日
厚生労働省
年金局事業管理課

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和 8 年 5 月 1 日（金）から同年 6 月 1 日（月）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	1. 所得基準額の引き上げ幅の妥当性を明確にすべき 今回の改正により、所得基準額は約 9.7 万円又は約 12.4 万円引き上げられます。これは一定の改善ではありますが、医療費、介助費、通院交通費、福祉用具、住宅改修、家賃、光熱費、食料品価格などの上昇を踏まえると、十分な引き上げ幅であるか疑問があります。 特に、障害のある方は、同じ所得水準であっても、障害のない方に比べて生活上の追加費用を負担している場合があります。所得基準額の見直しにあたっては、単に物価や賃金の変動率のみを見るのではなく、障害に伴う実質的な生活費負担を考慮すべきです。	本省令案は、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）等に定める所得基準額の改正とは異なり、当該所得基準額を引用している国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）等の規定の改正及び様式の変更になります。 なお、所得基準額の改正については、20 歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金等について受給権者全体の前年の所得の上昇等を勘案して、前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにするという考え方等に基づいて行うものになります。

2. 2.58%という引き上げ率の根拠を分かりやすく示すべき 本省令案では、所得基準額を2.58%引き上げることとされていますが、その算定根拠が概要資料だけでは十分に分かりません。 どの統計指標、物価変動、賃金変動、年金額改定、生活費上昇を踏まえて2.58%としたのかを、国民に分かりやすく説明すべきです。 障害年金や給付金は、生活の基盤に関わる制度であるため、所得基準額の改定については、算定根拠の透明性が重要です。 3. 所得制限そのもののあり方を見直すべき 20歳前障害に係る障害基礎年金は、20歳前に障害を負った方の生活を支える制度です。障害は本人の責任によるものではなく、また障害に伴う生活上の困難や追加的支出は、所得が一定額に達したからといって消えるものではありません。 そのため、所得基準額を少し引き上げるだけでなく、20歳前障害基礎年金等に所得制限を設けること自体の妥当性についても、今後検討すべきです。 少なくとも、現在の所得制限が、障害のある方の自立、就労、社会参加を妨げる仕組みになっていないかを検証する必要があります。	
---	--

2	国民年金法施行令で定める 20 歳前障がいに係る障がい基礎年金等の所得基準額について、2.58%の引き上げが行われることに伴い、国民年金法施行規則等について、所要の改正を行うということなので、基本的に賛成ですが、2.58%の引き上げの根拠についてご教示ください。 厚生年金保険の被保険者の名目賃金変動率が2.58%の増加したことによるものなののでしょうか。あるいは、国民年金第1号被保険者の平均所得が、2.58%増加したということなののでしょうか。それとも全国民の国民所得の平均が2.58%増加した、ということが引き上げの根拠となっているのでしょうか。 あわせて、今回の改正により、全額支給停止だった人が半額支給停止に変更され、また、半額支給停止だった人が全額支給に変更される受給権者がどの程度いるのか、データを把握されておりましたら、ご教示ください。 くわえて、今後においても、昨年および今回と同様に、令和9年10月から1年単位の期間で、所得基準は見直しされると理解してよろしいのでしょうか。 次に、手続関係について。 たとえば、今回の改正により、20歳前障がいの障がい基礎年金が、全額支給停止だった受給権者が半額支給停止に変更になった場合、厚生労働大臣が職権で支給停止を解除し、その旨の通知が受給権者に届くのでしょうか。 それ	本省令案に賛成の御意見として承ります。 本省令案は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）等に定める所得基準額の改正とは異なり、当該所得基準額を引用している国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）等の規定の改正及び様式の変更になります。 なお、所得基準額の改正については、20歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金等について受給権者全体の前年の所得の上昇等を勘案して、前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにするという考え方等に基づいて行うものになります。 また、本改正により受給額が変更になる方については、日本年金機構から年金決定通知書・支給額変更通知書を送付し、通知いたします。手続きについて、いただいたご意見踏まえ、今後の参考とさせていただきます。
---	---	---

	とも、受給権者本人が、支給停止半額解除の事由該当届を提出しなければならないのでしょうか。 あるいは、該当者には日本年金機構から届出書または届出用紙が送付されてくるのでしょうか。 国民年金法第105条第3項によれば、「受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と規定されていますが、日本年金機構において、該当者に届書を事前に送付し、所得証明書についても、添付させるのではなく、マイナンバーで所得状況が把握できると認識されますので、所得証明書の添付は不要との周知を行うべきと考えます。 手続きについては、なるべく簡素化すべきものと思います。	
--	--	--

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。